

地域密着型通所介護
介護予防日常生活支援総合事業通所介護相当サービス
事業所
コミュニティベース介護施設 運営規程

制定施行	令和4年9月1日
改定施行	令和5年4月1日
改定施行	令和6年4月1日

指定地域密着型通所介護事業所
指定介護予防日常生活支援総合事業通所介護相当サービス事業所
コミュニティベース介護施設運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社介護施設（以下「(株)介護施設」という。）が設置する地域密着型通所介護事業所及び介護予防日常生活支援総合事業通所介護相当サービス事業所コミュニティベース介護施設（以下「事業所」という。）が行なう、地域密着型通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業通所介護相当サービス事業（以下「当該事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営等に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある方が、可能な限り暮らし慣れた地域の中で社会活動及び生活行為の主体者として生活を継続することができるように支援するとともに、気軽に相談できる地域の中の窓口として各種相談に適切に対応し、もって地域福祉の向上を図り、ご家族等の相談・支援等も含めた適正な当該事業サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとします。

- 1 事業所は、ご利用者の心身及び生活の特性を踏まえ、暮らし慣れた地域の中で可能な限り自律した日常生活を営むことができるように、日常生活全般に係る必要な支援・相談と適切な機能訓練等を行ない、生活機能の維持・向上及び社会的孤立感の解消を図るとともに、ご家族の心身の負担感軽減のお手伝いをしていきます。
- 2 事業の実施にあたっては、地域住民、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めます。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、常にその向上を図っていきます。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当該事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称	コミュニティベース介護施設
所在地	岐阜県下呂市金山町金山3479-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 1 管理者 1名（生活相談員兼務）
管理者は、業務の総括的管理と従業者の管理を一元的に行ないます。
- 2 生活相談員 2名（管理者兼務1名、介護職員兼務1名）
生活相談員は、ご利用者とそのご家族からの相談に応じるとともに、適切な支援が提供されるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たします。
- 3 介護職員 4名（専従4名）

介護職員は、ご利用者の心身の状況や生活状況等を適格に把握した上で、ご利用いただく方の生活に付随する行為等に対し適切な支援を行ないます。

4 看護職員 3名（専従2名 兼務1名）

看護職員は、健康チェック等を行なうことにより、ご利用者の健康状態を適確に把握し、必要なサービス内容や適切な機能訓練等を検討し実施します。

5 機能訓練指導員 2名（専従1名 兼務1名）

機能訓練指導員は、個別機能訓練計画に基づき、日常生活を営むのに必要な心身の機能を維持・向上するために適切な支援を行ないます。

（営業日及び営業時間、利用定員）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日を除きます。

2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分。

サービス提供時間は午前9時30分から午後3時30分。

※特別な事情による場合は営業日・営業時間外でも協議のうえ別途対応を検討します。

3 利用定員 定員18名（日常生活支援総合事業通所介護相当サービスを含む）

（当該事業の内容）

第6条 当該事業の内容は次のとおりとします。

1 日常生活上の支援

移動やトイレなど、日常生活において必要となる支援を行ないます。

2 健康状態の確認

3 食事の提供

希望される場合にご利用いただきます。心身の状態や嗜好に配慮した食事の提供に努めます。

4 お風呂

希望される方にご利用いただきます。

5 機能訓練・レクリエーション

楽しみながら参加していただくことができるようなメニューをご用意します。

6 相談・支援

日常生活でお困りのことなどに関してご相談に応じます。

7 その他の必要とされる支援

（地域密着通所介護計画（通所型サービス計画・通所介護相当サービス計画）の作成等）

第7条 当該事業をご利用いただくに当たり、ご利用者の心身の状況、ご希望、生活環境、ご家族の状況等を十分に把握し、ご利用にあたっての目標や支援内容を記載した地域密着通所介護計画（通所型サービス計画・通所介護相当サービス計画）を作成します。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿ったものとします。

2 地域密着通所介護計画（通所型サービス計画・通所介護相当サービス計画）の作成・変更の際には、ご利用者またはご家族に対して計画の内容を説明し、同意を得た上で交付します。

3 ご利用にあたっての各種支援は、地域密着通所介護計画（通所型サービス計画・通所介護相当サ

ービス計画)に基づいて行ないます。また、目標に対する支援の実施状況や評価を必要に応じてご説明します。

(当該事業の利用に係る利用料)

第10条 本事業所が提供する当該事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては、その一割から三割の額(別表1(料金表))のとおりとします。

2 ご利用者やご家族等の希望により提供された食事等については、その実費(別表2(料金表))に記載の額をいただきます。

3 利用料金は、現金又は指定金融機関の口座振替、口座振込で指定期日までにお支払いください。

4 利用料金は、介護保険法の改定または経済状況の著しい変化によって変更される場合があります。その場合、変更内容について可能な限り速やかにお知らせいたします。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、金山町内の金山地域、菅田地域、下原地域とします。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第13条 当該事業に関する苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

(損害賠償)

第14条 当該事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

(衛生管理)

第15条 当該事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

(施設内の禁止行為)

第16条 ご利用いただくに当たっては、器具備品等の意図的な損壊、他の利用者や職員に対する迷惑行為はお控えいただきます。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害時の関係機関への連絡体制を整備するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行ないます。

(その他運営についての留意事項)

第18条 高齢者の虐待防止に係る取組

当事業所は、虐待と思われる場合には、円滑かつ迅速に介護支援専門員や地域包括支援センター・市町村担当課に連絡・相談を行うとともに必要な措置を行います。また、高齢者虐待防止のため

に、定期的に職員研修を行い、高齢者虐待に対する理解を深めます。

第19条 該当事業提供中にご利用者に体調不良等の緊急事態が発生した際は、別紙の「緊急時対応フロー」に沿って必要な措置を講じます。

第20条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- ・採用時研修 採用後1か月以内
- ・階層別研修 随時

2 職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、ご利用者又はご家族からの求めに応じこれを提示します。

3 事業所は、当該事業に必要な法律に規定された記録帳簿を整備します。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は、管理者が定めるものとします。

附 則

この規程は令和6年4月1日に制定し施行します。

別表1 (介護保険対象サービス 料金表)

指定地域密着型通所介護事業所
指定介護予防日常生活支援総合事業通所介護相当サービス事業所
コミュニティベース介護所

利用料金表

(単位：円)

項目	内 容		利用者等が支払う金額			単位	備考
			1割負担	2割負担	3割負担		
法定サービス	介護予防日常生活支援	要支援1	1,798	3,596	5,394	1月	
	総合事業通所介護相当	要支援2 (週1回)	1,798	3,596	5,394		
		要支援2 (週2回)	3,621	7,242	10,863		
サービス提供体制強化加算 (I-イ)		要支援1	88	176	264	1月	
		要支援2 (週1回)	88	176	264		
		要支援2 (週2回)	176	352	528		
事業所評価加算			120	240	360	1月	
	若年性認知症利用者受入加算		240	480	720	1月	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5%			1月	
	介護職員処遇改善加算 I		9.2%			1月	
地域密着型通所介護費 (6時間以上7時間未満)		要介護1	678	1356	2034	1日	
		要介護2	801	1602	2403		
		要介護3	925	1850	2775		
		要介護4	1049	2098	3147		
		要介護5	1172	2344	3516		
地域密着型通所介護費 (5時間以上6時間未満)		要介護1	657	1314	1971	1日	
		要介護2	776	1552	2328		
		要介護3	896	1792	2688		
		要介護4	1013	2026	3039		
		要介護5	1134	2268	3402		
サービス提供体制強化加算 I			22	44	66	1日	
	入浴介助加算 I		40	80	120	1日	入浴介助
	送迎を実施しない時の減算		-47	-94	-141	片道	
	個別機能訓練加算 (I-イ)		56	112	168	1日	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5%	1日			
介護職員処遇改善加算 I			9.2%			1月	

	科学的介護推進体制加算	40	1月	
	ADL 維持等加算 I	30	1月	
	ADL 維持等加算 II	60	1月	

令和6年4月1日現在

2 (介護保険対象外サービス 料金表)

指定地域密着型通所介護事業所
指定介護予防日常生活支援総合事業通所介護相当サービス事業所
コミュニティベース介護施設

利用料金表
(単位：円)

その 他 の 費 用	食費	朝食	600	1食	特別食提供についてはその都度協議
		昼食	750		
		夕食	750		
		おやつ	150		
	排泄用品費	実費	1枚	必要時に協議	
実施地域以外の送迎費	通常の実施地域以外の移動距離1kmごと(片道)	50	1km	第11条の通常の実施地域以外の利用者の送迎を行った場合(加算算定時を除く)	
時間外利用料金		1,000円	30分毎	営業時間外のご利用料金	
レクリエーション等の費用		実費	1回	必要時に協議	

令和6年4月1日現在